

大分県報

平成二十八年
号外（四五）
三月三十一日

（木曜日）

目次

規則

大分県税条例施行規則の一部改正……………一

○規則

大分県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県規則第六十一号

大分県税条例施行規則の一部を改正する規則

大分県税条例施行規則（昭和二十五年大分県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四号様式の二（その二）を次のように改める。

第4号様式の2（その1）（第7条関係）

（表）

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 県税 </div>	自動車税納付書兼領収済通知書	
振替口座 加入者 税額 (税率) 円	加入者 取りまとめ店 税額 (税率) 円	振替口座 加入者 取りまとめ店 税額 (税率) 円 延滞金 円 合計額 円
納期限 年 月 日	取りまとめ店	氏名又は名称 様
延滞金 円 合計額 円	収入 納 税 目 事務所 標 自動車登録番号 年度 課区 通知番号 氏名又は名称 様	領 収 日 付 印 様
延滞金 円 合計額 円	年 度 課 区 通 知 番 号 自 動 車 登 録 番 号 納 期 限 年 月 日 氏名又は名称 様	領 収 日 付 印 様
延滞金 円 合計額 円	氏名又は名称 様	領 収 日 付 印 様
延滞金 円 合計額 円	振替口座 加入者 氏名又は名称 様	取 り ま と め 店 税 額 (税 率) 円 延 滞 金 円 合 計 額 円
延滞金 円 合計額 円	年 度 課 区 通 知 番 号 自 動 車 登 録 番 号 納 期 限 年 月 日 氏名又は名称 様	領 収 日 付 印 様
上記の金額を領収しました。		

(裏)

〈延滞金の納付〉

納期限までに納付しなかった場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(地方税法附則第3条の2第1項に定める各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中において、同条の割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(延滞金額が1,000円未満のとき、又は延滞金額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。)を加算して納付しなければなりません。

〈納付場所〉

大分銀行
県収納代理金融機関
県税事務所

- バーコードの記載があるものは、以下のコンビニエンスストアでも納付できます。

第四号様式の二（その二）中

「収入」

を

「収入 額」

に

「細別」を「課区」に

改める。

第五号様式の二、第六号様式の四及び第八号様式の二を次のように改める。

(集)

<延滞金の納付>

納期限までに納付しなかつた場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に及び、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（地方税法附則第3条の2第1項に定める各年の特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、同条の割合）を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（延滞金額が1,000円未満のとき、又は延滞金額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。）を加算して納付しなければなりません。

<審査請求等>

この処分について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、大分県知事に対し審査請求をすることができます（審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所を経由して提出してください。）。

なお、この処分についての審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の場合には、審査請求の裁決を経ることなく、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(表)

自動車税納税通知書

年 月 日

大分県 県税事務所長 印

住所又は所在地		
氏名又は名称	様	
年 度	自動車登録番号	
税 額 (税率)	円	
納 期 限	年 月 日	
賦課の根拠	地方税法145条及び大分県条例第52条	

県税

自動車税納付書兼領収済通知書

振替口座	加入者	税額 (税率)	円
納期限	年 月 日	取りまとめ店	

県税

自動車税原符

振替口座	加入者	取りまとめ店	税額 (税率)	円
延滞金				円
合計額				円
氏名又は名称	様			
年 度	課 区	通知番号	自動車登録番号	納期限
年 月 日				
額 収 日 付 印				

県税

自動車税領収証書

振替口座	加入者	取りまとめ店	税額 (税率)	円
延滞金				円
合計額				円
氏名又は名称	様			
年 度	課 区	通知番号	自動車登録番号	納期限
年 月 日				
額 収 日 付 印				

自動車税納税証明書

(継続検査・構造変更検査用)
以下の登録番号の自動車に係る自動車税について「領収日付印」欄に領収印のあるものは、滞納がないことを証明します。

自動車登録番号	
車台番号 (F8ケタ)	
有効期限	

大分県 県税事務所長 印

上記「自動車登録番号」欄に*印のあるものは、年 月 日現在未納(税又は延滞金)となっていないもので、証明書として使用できません。

額 収 日 付 印	
-----------	--

延滞金	円	合計額	円				
収入	納税目	事務所	標	自動車登録番号	年度	課区	通知番号
氏名又は名称	様						
額 収 日 付 印							

延滞金	円	合計額	円				
収入	納税目	事務所	標	自動車登録番号	年度	課区	通知番号
氏名又は名称	様						
額 収 日 付 印							

延滞金	円	合計額	円				
収入	納税目	事務所	標	自動車登録番号	年度	課区	通知番号
氏名又は名称	様						
額 収 日 付 印							

(裏)

1 延滞金の納付
納期限までに納付しなかつた場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6% (納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合 (地方税法附則第3条の2第1項に定める各年の特別基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、同条の割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額 (延滞金額が1,000円未満のとき、又は延滞金額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。)を加算して納付しなければなりません。

2 審査請求等
この処分について不服がある場合は、この納税通知書を受け取つた日の翌日から起算して3箇月以内に、大分県知事に対し審査請求をすることできます (審査請求書は、正副2通をなるべく当該税事務所を経由して提出してください。)。なお、この処分についての審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として、処分の取消しを提起することできます。ただし、次の場合には、審査請求の裁決を経ることなく、処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を怠らないことにつき正当な理由があるとき。

<納付場所>
大分銀行
県収納代理金融機関
県税事務所
○ バーコードの記載があるものは、以下のコンビニエンスストアでも納付できます。

第8号様式の2 (第7条関係)

(表)

自動車税督促状

様

下記の自動車税が滞納になっておりますから、裏面参照のうえ、直ちに納めてください。
この督促状を発送した日から起算して10日を経過した日(指定期限)までに完納しないときは、財産差押えの処分をすることとなります。

自動車登録番号	年度	課区
税額(税率) 円	延滞金 円	合計額 円
納期限 年 月 日	指定期限 年 月 日	

※ この督促状の到達前に既に納付済みの場合は、行き違いですのうからすこす承くたさい。

年 月 日

大分県 県税事務所長 国

自動車税領収証書

県税

振替口座	加入者	取りまとめ店
------	-----	--------

氏名又は名称	税額(税率) 円	
延滞金 円	合計額 円	
年度	課区	通知番号
自動車登録番号	指定期限 年 月 日	
登録年月日 年 月 日	納期限 年 月 日	

上記の金額を領収しました。

領 収 日 付 印

自動車税原符

県税

振替口座 加入者 取りまとめ店	氏名又は名称		
税額(税率) 円	延滞金 円		
合計額 円	年度	課区	通知番号
自動車登録番号	納期限 年 月 日		

領 収 日 付 印

自動車税納付書兼領収済通知書

県税

振替口座	加入者	税額(税率) 円
納期限 年 月 日	取りまとめ店	

延滞金
円

収入納税目	事務所	標	自動車登録番号	年度	課区	通知番号
氏名又は名称	様					
領 収 日 付 印						

(真)

<p>1 延滞金の納付 納期限までに納付しなかった場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に及び、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6% (納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(地方税法附則第3条の2第1項に定める各年の特別基準割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、同条の割合)を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(延滞金額が1,000円未満のとき、又は延滞金額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。)を税額に加算して納付していただきます。</p> <p>2 滞納処分 この督促に係る徴収金を、この督促状を差した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産差押えの処分をすることとなります。</p> <p>3 審査請求等 この督促について不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、大分県知事に対して審査請求をすることができます(審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所を經由して提出してください)。ただし、差押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日)の翌日から起算して3箇月を経過した日後は、審査請求をすることができません。</p> <p>なお、この処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の場合には、審査請求の裁決を経ることなく、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>※ この督促状の到達前に既に納付済みの場合は、行き違いですのであしからずご了承ください。</p>	<p>〈納付場所〉 大分銀行 県収納代理金融機関 県税事務所</p> <p>○ パーソナルの記載があるものは、以下のコンビニ エンスストアでも納付できます。</p>	
---	--	--

第26号様式(その2)(第7条関係)

過 誤 納 金 還 付 通 知 書
充 当 等

様

下記のとおり、自動車取得税が納め過ぎとなつてい
ますので、自動車税
還 付
県税に係る徴収金の未納部分に充当又は委託納付
します。
年 月 日

大分県 県税事務所長 印

宛名番号		還付充当等決議日	年 月 日				
過誤納額の内訳							
年度	登録番号	課区	税目	税区	事由	発生年月日	過誤納額 (円)

過誤納金の合計額(7)
円

自動車税及び自動車取得税への充当又は委託納付先の内訳						
年度	登録番号	課区	税目	税区	充当適状日※	充当額 (円)

その他の税目への充当又は委託納付先の内訳								
宛名番号	税目	枝番	実績	課区	処理日	税区	充当適状日※	充当額 (円)

充当又は委託納付の合計額(1)
円

還付加算金(7)
円

差引支払額(7)-(1)+(7)
円

※委託納付の場合は委託納付をするのに適することとなつた日

年度	登録番号	課区	税目	税区	計算の基礎となる金額 (円)	計算の始期	計算の終期	日数	加算金率	加算金額 (円)

平成二十八年三月三十一日

大分県報号外(規則)

(裏)

<注意事項>

◎ 還付金の受領

「差引支払額」欄に金額の記載のあるものは、別紙支払通知書を持参の上、所定の支払店で当該金額を受領してください。県税事務所での受領はできません。

◎ 住所・氏名を変更した場合

支払通知書記載の住所、氏名が正当な受取人であることを証する書面と異なる場合は、異動が確認できる書類（個人の場合は戸籍抄本、住民票等、法人の場合は商業登記簿謄本の写し）を持参してください。

◎ 受取人が死亡している場合

正当な受取人が死亡している場合は、当県税事務所まで連絡してください。

◎ 口座振込みを希望の場合

指定の支払店での受領が困難な場合は、振込みを希望する金融機関の本・支店（出張所）名を下記に記入のうえ、送付された書類を全て当県税事務所まで返送してください。なお、振込先口座は納税義務者本人名義の口座に限ります。

フリガナ	
口座名義人氏名	
電話番号	() —
金融機関名	
本・支店（出張所）名	
口座番号	(当座・普通)

※ 口座名義人は納税者本人に限ります。

◎ 委託納付

その他の税目への充当又は委託納付額内訳の「税目」欄に「事特」と記載されているものは、法人事業税と地方法人特別税を併せて記載しています。

また、地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成 20 年法律第 25 号。以下「暫定法」という。）第 10 条又は第 11 条の規定により併せて賦課され又は申告された地方法人特別税及び法人事業税（以下「特別税等」という。）で納付すべきこととなっているものがある場合は、暫定法第 16 条第 3 項の規定により、知事に対し、自動車税及び自動車取得税に係る過誤納金（還付加算金を含む。）により納付すべきこととなっている特別税等を納付することを委託したものとみなされます。

◎ 審査請求等

この処分について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、大分県知事に対して審査請求をすることができます（審査請求書は正副 2 通をなるべく当県税事務所を経由して提出してください。）。

なお、この処分についての審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、大分県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の場合には、審査請求の裁決を経ることなく、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日から 3 箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第二十八号様式の二中「収入」を「収入 納」に、「毎別」を「欄」に改める。

第三十一号様式から第三十二号様式までの規定、第三十四号様式、第三十五号様式から第三十七号様式の二までの規定、第三十八号様式、第四十一号様式、第四十一号様式の二、第四十一号様式の五から第四十一号様式の八までの規定、第四十二号様式から第四十三号様式の三までの規定、第四十四号様式から第四十四号様式の四までの規定、第四十四号様式の二十五、第四十四号様式の二十九から第四十四号様式の三十二までの規定、第四十六号様式、第四十六号様式の二及び第四十七号様式の二の備考を次のように改める。

備考 自動車税にあつては、この様式中「宛名番号」とあるのは「自動車登録番号」と書き換えるものとする。

第五十六号様式の五、第五十七号様式の五の四及び第五十七号様式の六を次のように改める。

第56号様式の5(第31条、第37条の3関係)

自動車取得税減免申請書

大分県 県税事務所長 殿

年 月 日

申請者住所 (納税義務者) 氏名

④

大分県税条例 第49条第2項の規定により 自動車取得税の減免を申請します。

法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名(右詰で記載) 電話番号()

登録(車両)番号

所有者

減免を受けようとする自動車

この欄は「自動車検査証」によつて記入してください。

大分

住所 使用 住所

氏名

氏名

減免を受けようとする税額

減免前自動車取得税額

円

円

改造費 千円

円

身体障害者等

住所

氏名

身体障害者等の続柄

自動車を運転する者

自動車を運転する者が身体障害者等の場合

身体障害者等が運転する日数

1月に

障害等級又は程度

障害名又は病名

身体障害者手帳等

1 身体障害者手帳 2 戦傷病者手帳 3 療育手帳 4 精神障害者保健福祉手帳

手帳番号

交付年月日

運転免許証

運転免許証番号

免許の種類

有効期限

条件

車名

種別

障害区分

備考

既減免車

登録(車両)番号

移転 抹消 転出

取得税減免日

新車・中古区分

拡大対象

新規

新車

移転

入転

注1 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。

注2 減免を受けようとする自動車が、身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等を常時介護する者によつて運転されるものであるときは、市福祉事務所長、町村長、大分県福祉保健部高齢者福祉課長又は保健所長の発行するその事実を証明する書類を添付してください。

第57号様式の5の4（第37条の3関係）

自動車税中古商品車減免申請書

年 月 日

大分県 県税事務所長 殿

申請人住所
(納税義務者)

氏名 ㊟

〔 法人にあつては、その名称及び主たる
事務所の所在地並びに代表者の氏名 〕

個人番号又は法人番号
(右詰で記載)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

電話番号 () -

大分県税条例第53条の5第2項の規定により、 年度分の自動車税の減免を申請します。

古物商の許可番号	古物商の許可名義人

番号	減免を受けようとする 自動車の登録番号	年 額	番号	減免を受けようとする 自動車の登録番号	年 額
1		円	11		円
2		円	12		円
3		円	13		円
4		円	14		円
5		円	15		円
6		円	16		円
7		円	17		円
8		円	18		円
9		円	19		円
10		円	20		円

減免の要件

- 1 自動車税について滞納がないこと及び当該年度分に係る自動車税について納期内に納付していること。
- 2 地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられた者にあつてはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から、法において準用する国税反則取締法の規定により通告処分(科料に相当する金額に係る通告処分を除く。)を受けた者にあつてはその通告の旨を履行した日から、それぞれ三年を経過していること。
- 3 地方税の滞納処分を受けた者にあつては、当該滞納処分の日から二年を経過していること。

添付書類

- 1 古物商許可証の写し
- 2 一般財団法人日本自動車査定協会の発行する商品中古自動車証明書

注 「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。

第57号様式の6（第37条の3関係）

（表）

自動車税賦課決定通知書

年 月 日

大分県

県税事務所長



住所又 は 所在地			
氏名又 は 称	様		
当初課税額	円	自動車登録番号	
今回増減額 する額	円	年 度	
増減額後の額	円	納 期 限	年 月 日
変更後の課税期間	年 月 日 から 年 月 日まで	課税額変更年月日	年 月 日
賦課の根拠	地方税法 145 条及び大分県税条例第 52 条		
課税変更理由			

(裏)

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所を経由して提出してください）。

なお、この処分についての審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の場合には、審査請求の裁決を経ることなく、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
 - 2 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
（改正前の大分県税条例施行規則に定める様式による用紙に関する経過措置）
- 2 改正前の大分県税条例施行規則第四号様式の二（その一）、第四号様式の二（その二）、第五号様式の二、第六号様式の四、第八号様式の二、第十号様式、第十号様式の二、第十二号様式、第十三号様式の二、第十三号様式の三、第十六号様式、第十七号様式、第十八号様式、第二十号様式、第二十号様式の二、第二十二号様式から第二十二号様式の三まで、第二十三号様式の四、第二十三号様式の五、第二十六号様式（その二）、第二十八号様式の二、第三十一号様式から第三十二号様式まで、第三十四号様式、第三十五号様式から第三十七号様式の二まで、第三十八号様式、第四十一号様式、第四十一号様式の二、第四十一号様式の五から第四十一号様式の八まで、第四十二号様式から第四十三号様式の三まで、第四十四号様式から第四十四号様式の四まで、第四十四号様式の二十五、第四十四号様式の二十九から第四十四号様式の三十二まで、第四十六号様式、第四十六号様式の二、第四十七号様式の二、第五十六号様式の五、第五十七号様式の五の四及び第五十七号様式の六の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。